

新型コロナウイルス関連

(UAEにおける外出制限措置、罰則の更新：5月20日適用開始)

令和2年5月19日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- UAE全土で実施中の夜間外出制限は20：00～翌6：00に変更となり、行動制限の内容や罰則も更新されました（5月20日から適用（終了時期未定））。
- 本情報は5月19日時点のものです。UAE当局による措置は、今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本文】

1 5月20日から当面の間、外出制限や罰則規定が以下のとおり更新されます。

- (1) 外出制限時間は、20：00～翌6：00とする（従前は22：00～翌6：00）。
- (2) 商業施設の営業時間は、9：00～19：00とする。食品小売店、スーパーマーケット、薬局については、ラマダン明け祭日期间（イード：5/24～5/26頃）中、24時間営業が認められる。モールやスーパーなどへは、60歳以上及び12歳以下の入場不可。各店舗の来場客数は30%以下で、かつ1回の買い物は2時間以内とする。
- (3) イード中は、妊娠中の方、慢性疾患のある方の訪問は避ける。
- (4) スポーツは自宅近くで、3人以下かつ2時間以内で行う。
- (5) 車両の乗車人数は運転手を含めて3人以下とし、マスクを常時着用する。
- (6) 真に必要な場合を除き、昼間の時間帯も含めて外出を控え社会的・健康的対策を遵守する。

2 UAE政府が発表した罰則の概要は以下のとおりです。また、夜間以外の6：00～20：00の間は、許可を取ることなく外出することが可能ですが、当地での感染リスクが軽減したわけではなく、外出時には感染予防策を講じる必要がありますのでご注意ください。

- (1) 国家消毒プログラム期間中の夜間の外出制限に違反した場合（罰金：3,000AED）
- (2) 車両の乗車人数は運転手を含めて3人以下にせず、マスクを着用を遵守しない場合（罰金：3,000AED）
※ただし私用車に2親等以内の家族で乗車する場合は3名以上の乗車も可能
- (3) 外出時にマスクを着用していない場合（罰金：3,000AED）
- (4) 個人、団体ともに集会やパーティを開催した場合（罰金：主催者10,000AED、参加者5,000AED）。
- (5) 当局からの依頼に基づくCOVID-19の検査受診要請を拒否した場合（罰金：5,000AED、再検査要請を拒否した場合は1,000AED）

- (6) COVID-19に感染しているまたは感染したことがある者が当局の追跡装置やアプリを改ざんしようとした場合（罰金：20,000AED）
- (7) 感染者の個人データを漏洩した場合（罰金：20,000AED）
- (8) 家庭教師を利用した場合（罰金：教師側30,000AED、生徒側20,000AED）
- (9) 当局からの指導に基づく健康上の検疫に従わない場合（罰金：50,000AED）
- (10) 職場、店、レストランなどの場所で、社会的距離をとっていない場合（罰金：個人3,000AED、施設側5,000AED）
- (11) 職場、オフィスでマスクを着用していない場合（罰金：会社5,000AED、従業員500AED）
- (12) 事業者がオフィスの労働力を30%以下にすることを守らない場合（罰金：3,000AED）
- (13) 事業者が必要な場所にサーマル・カメラを設置していない場合（罰金：20,000AED）
- (14) 事業者がジム、映画館、公園、カフェ、レストラン、プール、学校の閉鎖に応じない場合（罰金：50,000AED）
- (15) 事業者がレストラン、公園、モールなどの開店・閉店時間を守らない場合（罰金：50,000AED）

さらに、上記の違反が繰り返された場合は検察に送致され、刑事裁判により6ヶ月以下の懲役および/又は100,000AED以下の罰金が科せられると発表しています。また、上記の他に、5月11日に当館から領事メールでご案内した、外出時のマスクやグローブの着用、社会的距離を常に保つことなども遵守するようにしてください。

3 外出時には必要な予防措置をとることが重要です。現状、当地での新規感染者数が減少に転じている状況ではなく、感染のリスクが軽減したわけではありません。外出の機会は可能な限り少なくし、やむを得ず外出する場合でも、いわゆる3密（密閉、密集、密接）を避け、健康、衛生面には十分注意するようにしてください。

また、本情報は5月19日時点のものであり、UAE当局による措置は、今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

<参考情報>

○当館の過去の領事メール（5月11日外出制限の緩和）

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200511_3update.pdf

○国家緊急危機災害局（NCEMA）（5月18日発表内容）

<https://covid19.ncema.gov.ae/en/News/Details/1270>

○ドバイ・メディア局

<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁（DHA）

https://twitter.com/dha_dubai

○連邦保健予防省（MOHP）

<https://twitter.com/mohapuae>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00，ラマダン中は 08:00-14:00）

F A X：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者、メルマガ及びたびレジに登録されている方に送付しています。

在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html